

ID: 3044

担当部署: 産業課

処分の概要	緊急措置命令(煙火の消費に係るものに限る。)(第45条第2号に掲げるものに限る。)		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第45条		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】 法第45条第2号の規定による。 (緊急措置等) 第45条 経済産業大臣(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、船舶及び航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両(原動機付自転車を含む。以下同じ。)その他による運搬又は第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については都道府県公安委員会)は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、左に掲げる措置をすることができる。 (2) 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日